

確定申告が始まります

2月18日(月)～3月15日(金)まで(土・日は除く)

【受付会場】 市民会館第1会議室(2階)

【相談時間】 午前9時～正午、午後1時～5時
(受付は午後4時まで)

※会場開設期間中、税務課の窓口では作成済の申告書の提出のみを受け付けます。

【問い合わせ先】

◇米子税務署

☎32-4121

◇税務課市民税係

☎47-1017

《確定申告に必要なもの》

- ◆申告書やお知らせハガキ
(税務署から届いている人のみ)
- ◆印章
- ◆源泉徴収票
(給与・公的年金などの収入がある人)
- ◆支払調書などの支払いの明細が分かるもの
(個人年金や講演料などの雑所得、保険の満期返戻金や一時金などの一時所得のある人)

- ◆収支内訳書
(事業所得などがある人)
- ◆帳簿書類など
(収支の分かるもの)
- ◆各種控除を受けるために必要な証明書などの添付書類
(国民健康保険税など社会保険料の支払額が分かるもの、生命保険・地震保険に関する支払保険料などの証明書、国民年金保険料の控除証明書、医療費の領収書、寄附金の領収書など)

※所得税が還付になる場合は、申告者本人の口座番号が分かるもの(通帳など)が必要です。

確定申告が必要な人が

【給与所得者】

大部分の給与所得者の所得税は、年末調整で精算されていますので、確定申告の必要はありませんが、次の人は、申告が必要です。

- ◆給与の年収が2千万円を超える人
- ◆2方以上から給与をもらっている人
- ◆給与以外の所得が20万円以上の人

【土地や建物を売った人】

土地や建物を売った時の譲渡所得に関する税金は、分離課税と違って給与所得などの所得と区別して計算されます。

【そのほかの申告が必要な人】

- ◆商業、工業、農業、漁業など

確定申告は、昨年(1月から12月)の所得とその税額を申告するものです。申告の必要なのは、関係書類を早めに準備して、正しい申告と納税をしましょう。

申告の際は、医療費の明細や収支内訳書などをできるだけ自分で記入・集計の上、お越しください。

市・県民税の申告

- ◆自営業の人や、医師や弁護士などの自由業の人
- ◆地代や家賃などの不動産所得がある人
- ◆生命保険契約に基づく年金などを受け取った人
- ◆満期の生命保険金など一時所得がある人

年末調整や所得税の確定申告をしていない人は、収入の多少にかかわらず市・県民税の申告が必要です。申告しないと、証明書などの発行ができない場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの適正な算定ができない場合があります。



次の人は直接米子コンベンションセンターへ

- ◆青色申告の人
- ◆例年税務署で申告している人
- ◆土地、建物、株式等の売却など

還付申告は 始まっています

- 申告により、所得税が還付になる人の受付は、すでに始まっています。確定申告の始まる2月18日以降は、大変混雑しますので、早めにおでかけください。
- ◆【対象となる主な事由】
 - ◆中途退職してその後就職していない
 - ◆年末調整の時に、申告していない控除対象扶養親族がいる
 - ◆医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける

- ◆どで分離課税の対象となる災害などで被害を受け、雑損控除を受ける人
 - ◆住宅借入金等特別控除などで次の控除を受ける人
 - ◆特定増改築等住宅借入金等特別控除
 - ◆住宅耐震改修特別控除
 - ◆住宅特定改修特別税額控除
 - ◆認定長期優良住宅新築等特別税額控除
- 【受付期間】
2月12日(火)～3月15日(金)
- ※土・日を除く
- 【相談時間】
午前9時～午後5時
※受付は午後4時まで

インターネットの活用を!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得税の確定申告書が作成できます。作成した申告書は、プリンターで印刷してそのまま提出できます。

便利なe-Taxで!

- ホームページで簡単申告
- 最高3千円の税額控除(平成19年分から平成23年分の確定申告で本控除を受けていない人)
- 添付書類の提出不要
- 還付がスピーディー
- ※e-Taxを利用するには、電子証明書が必要です。詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

◇国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>



控除の申告

《住宅借入金等特別控除》

住宅ローン等を利用して住宅を新築や購入または増改築などをした場合、次の要件を満たすと、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

◎要件

- ◆住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き入居している
- ◆床面積が50平方メートル以上の家屋
- ◆家屋の床面積の2分の1以上を自分が住むために使用している
- ◆借入金(家屋とともに住宅敷地用土地の取得の借入金も含む)の返済期間が10年以上
- ◆所得金額が3千万円以下
- ◆増改築などの場合、工事費用が100万円を超えている

◎必要な書類

- ◆住民票の写し(原本)
- ◆家屋・土地(家屋とともに土地を取得した場合)の登記簿謄本
- ◆借入金の年末残高等証明書
- ◆請負(売買)契約書など(家屋・土地の取得年月日・床面積・取得価格がわかる書類(印紙が貼ってあるもの)の写し)

- ◆増改築の場合、建築確認・検査済証の写し、または建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書
- ※その他の住宅についての特別控除もあります。要件が異なる場合がありますので、事前に米子税務署でご確認ください。

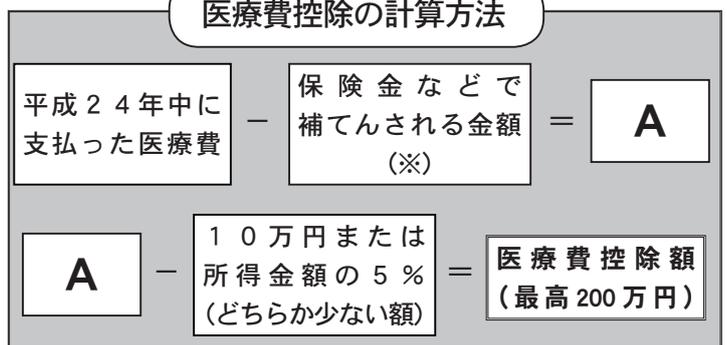
市県民税の住宅借入金等特別控除

- ◆平成11年～18年、21年～25年までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた人で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合は、次のいずれかのうち少額のもの(翌年度の市・県民税に住宅借入金等特別控除として適用されます)。
- ◆所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
- ◆所得税の課税総所得金額等の額の5%(最高97500円)

《医療費控除》

◆昨年中に、本人や家族が病気やけがなどで治療を受けた際に支払った医療費は、図の算式により医療費控除として所得から差し引かれます。

医療費控除の計算方法



※保険金などで補てんされる金額とは、健康保険などから支給を受ける療養費や出産育児一時金、生命保険契約の医療保険金や入院給付金など

- 対象となるもの
- ◆医師・歯科医師による診療または治療の費用
- ◆入院費(食事代を含む)
- ◆治療または療養に必要な医薬品の購入費
- ◆医師の処方に基づく治療のためのマッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復師による施術費

- ◆主治医の証明を受けた介護用おむつの購入費
- ◆介護保険サービスを利用した場合の領収書に記載されている医療費控除相当分

○対象とならないもの

- ◆インフルエンザ等の予防接種の費用
- ◆美容整形の費用
- ◆通院時の自動車のガソリン代、駐車料金

◎必要な書類

医療費の領収書、おむつ使用の場合は、おむつ代の領収書およびおむつ使用証明書
 ※介護保険サービスを利用した場合には、医療費控除対象金額の記載のある領収書が必要となります。施設またはサービス内容によって領収書の書式が異なりますので詳しくは、各施設にお尋ねください。

医療費控除を受ける際は、治療を受けた人ごとの病院別に集計した明細書(封筒)が必要になります。

※明細書の様式は問いません。

